

# 地縁による団体の法人格取得の手引

松 江 市

1	はじめに	1
2	地縁団体の認可要件	1
3	認可申請の手続き	3
	地縁団体の法人格取得手続きの流れ	4
4	認可申請時に提出する書類と作成上の注意事項	5
5	認可された地縁団体	6
6	認可地縁団体の性格	9
7	地縁団体規約例と作成上の留意事項	9
	(資料)	
	様式1 認可申請書	16
	様式2 告示事項変更届出書	17
	様式3 規約変更認可申請書	18
	議事録作成例	19
	財産目録記載例	20
	区域内居住者調書	21
	承諾書	22
	(参考)	
	地方自治法(抄)	23
	地方自治法施行規則(抄)	31
	松江市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例	35
	松江市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則	39

# 1 はじめに

いわゆる自治会、町内会等の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「地縁団体」という。）に従前法人格を付与する法律の規定がなかったため、当該団体名義での不動産登記ができないことから種々の問題が生じていました。

そこで、これらの制約を除去するため、平成3年に地方自治法が改正され、一定の要件を満たすことにより、法人格を取得できることとなりました。

## 2 地縁団体の認可要件

- (1) 地縁団体の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

(注1) 地縁団体の活動のうち、代表的なものとして「住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理」を例示したもので、必ずこの三つを行っていることを必要とするとか、この三つだけを行っていれば足りるということの意味するものではありません。地縁団体の具体的な活動が良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動に該当すれば差し支えないものです。

したがって、活動内容が、スポーツ活動、芸術活動等のみというものは地縁団体として認められません。

(注2) 「現にその活動を行っていることと認められること」とは、地縁による団体の活動の実績報告書等により判断されるものです。

- (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

この区域は、当該地縁団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければなりません。

(注1) 地縁団体の区域は、法人格を取得する上での重要な構成要素となっておりますので、当該団体の会員はもとより他の住民からもその区域の境界が客観的に明らかとなっていないと認められません。

(注2) 区域が不明確ですと、その会員の範囲が不明確となりますし、住民間のトラブルの原

因となります。

(注3) 「相当の期間にわたって存続している」とは、認可に当たり新たな区域を設定したり、区域が不安定な状態にある地縁団体は認可の対象とはならないということです。

(3) **その区域に住所を有するすべての個人は、会員となることができるものとし、その相当数の者が現に会員となっていること。**

(注1) 会員の資格にその区域に住所を有する自然人たる個人ということ以外の条件を必要とする地縁団体は認可できません。

したがって、国籍、性別、年齢等による会員の資格制限がある地縁団体は、認可できないこととなります。

老人クラブ、婦人会等は地縁団体ではありませんが、団体内部に組織として青年部、婦人部を設けることは差し支えありません。

(注2) 会員は、個人を基礎としますから、世帯を単位とする会員は認められません。なお、規約で、世帯単位の表決ができる旨の規定は可能です。

(注3) 法人、組合は地縁団体の意思決定への参加や直接の活動等が行えないので会員とはなりません。側面的に地縁団体の支援は可能ですから賛助会員とはなりません。ただし、賛助会員は総会での表決に参加できません。

(注4) 区域外に住所を有する者は会員になれません。

(4) **規約を定めていること。**

(注1) 規約の作成例及び留意事項は、9ページの「7 地縁団体規約例と作成上の留意事項」を参照してください。

(注2) 規約には、必要的記載事項として次に掲げる事項が記載されていなくてはなりません。この事項の一つでも欠けていると認可はできません。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所の所在地
- ⑤ 構成員の資格に関する事項
- ⑥ 代表者に関する事項
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ 資産に関する事項

### 3 認可申請の手続き

- (1) 地縁団体が法人格を取得するためには、地縁団体の総会の決議により認可申請する旨の意思決定が必要ですが、この総会決議は、地縁団体の規約に基づき適正に行われたものでなくてはなりません。

したがって、総会の招集等の手続等を定める規定を持たない地縁団体は、まず規約の整備をして、しかる後に総会を招集し、意思決定を行うことが必要です。

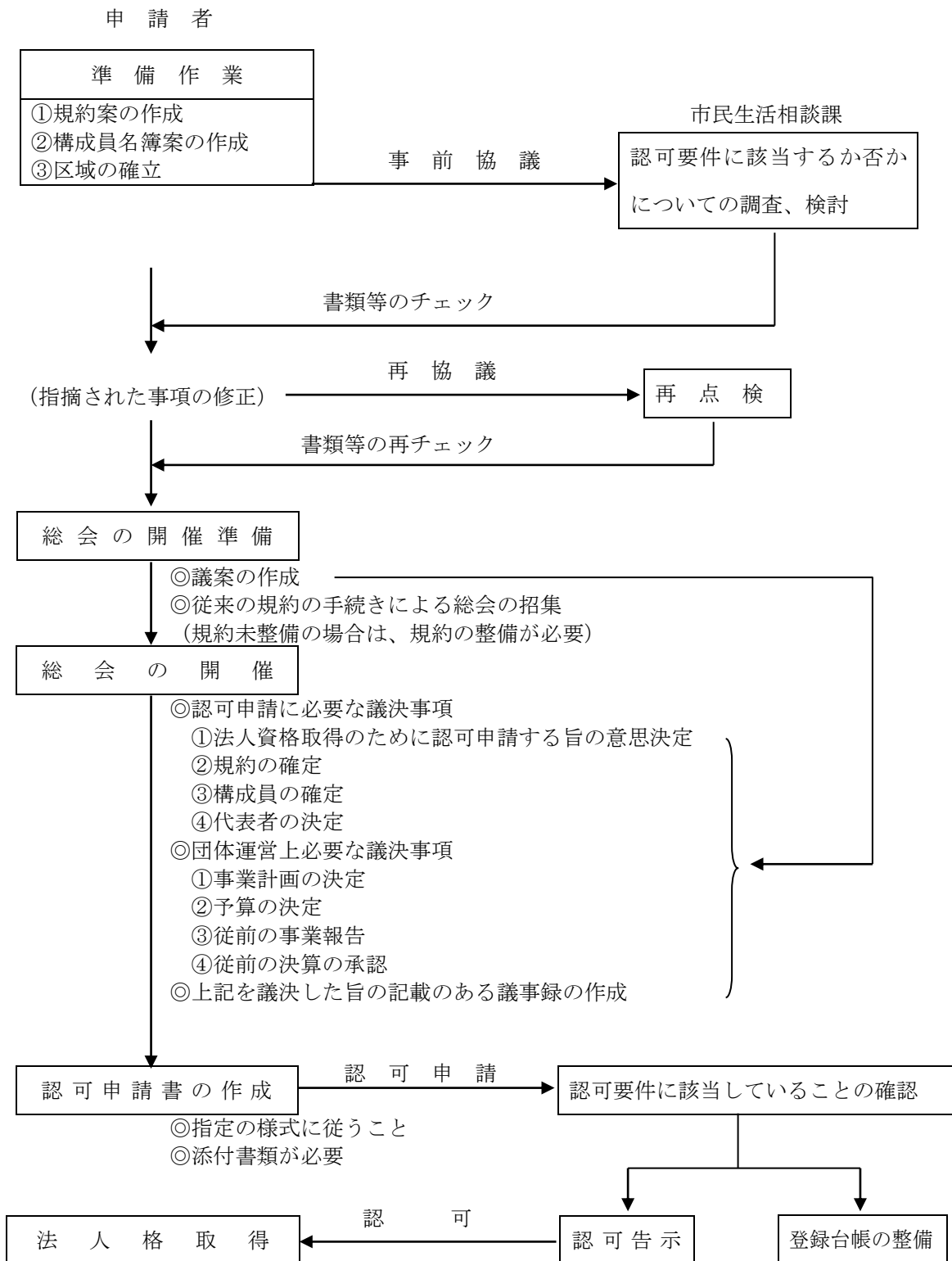
- (2) 上記の事項以外に次の事項は、認可申請するにあたり、総会の議決を得ておくことが必要です。

- ① 規約の決定
- ② 構成員の確定
- ③ 代表者の決定

- (3) 地縁団体が法人格を取得するためには、市長が認可し、告示します。告示事項は、次のとおりです。

- ① 名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所
- ⑤ 代表者の氏名及び住所
- ⑥ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ⑦ 代理人の有無（代理人があれば、その氏名及び住所）
- ⑧ 規約に解散事由を定めたときは、その事由
- ⑨ 認可年月日

# 地縁団体の法人格取得手続きの流れ



## 4 認可申請時に提出する書類と作成上の注意事項

- (1) 認可申請書（様式1）・・・16ページ
  - ① 様式に従って作成してください。
  - ② 「地縁団体の名称」「主たる事務所の所在地」は規約に定めているものと一致しなければなりません。
- (2) 規約
  - ① 9ページの「7 地縁団体規約例と作成上の留意事項」を参考にして作成してください。
  - ② 2ページの必要的記載事項の漏れがないようにしてください。
- (3) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
  - ① 総会で地縁団体の認可を申請する旨の議決が必要です。
  - ② 上記の議決があったことを証するため、議長及び複数の議事録署名人の署名又は記名押印がある議事録の写しの提出が必要です。（19ページの議事録作成例を参照のこと。）
- (4) 構成員の名簿
  - ① 様式の指定はありませんが、会員全員の氏名、住所を記載してください。
  - ② 会員には年齢、性別による制限はありませんので、未成年者でも会員である場合は、必ず記載してください。
  - ③ 区域内に住所を有する総住民数、会員数及び会員の加入率のわかる書類を添付してください。（21ページの区域内居住者調書を参照のこと。）
- (5) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
  - ① 前年度の事業活動報告書等で具体的な活動内容がわかるものがが必要です。
- (6) 申請者が代表者であることを証する書類
  - ① 申請者を代表者に選出する旨の議決を行った議事録の写しで議長及び複数の議事録署名人の署名又は記名押印があるもの。（19ページの議事録作成例を参照のこと。）
  - ② 申請者が代表者となることを受託した旨の承諾書の写しで申請者本人の署名又は記名押印があるもの。（22ページの承諾書を参照のこと。）

## 5 認可された地縁団体

(1) 地縁団体名義で不動産登記ができます。

- ① 個人名義から地縁団体名義への登記変更の登記原因は「委任の終了」になります。
- ② 上記による所有権移転については譲渡所得税は課税されません。
- ③ 登記申請には地縁団体台帳の写しによる証明書（総務課発行）が必要です。

※ 登記申請については、法務局へお問い合わせください。

[地縁団体台帳の写しの申請に必要なもの]

- 地縁による団体の告示事項証明書交付請求書
- 手数料300円

(2) 地縁団体の不動産登記の特例について

地縁団体が所有する不動産の登記名義人等の全部又は一部の所在が知れない場合には、次の事項を疎明する資料を添付して市に公告の申請をすることができます。この場合、3月間の公告期間において登記関係者等からの異議がなければ、登記関係者等の承諾があったものとみなされ、松江市から公告結果の証明書が交付されるため、当該不動産の登記をすることができます。

- ① 地縁団体が不動産を所有していること。
- ② 地縁団体が不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること。
- ③ 地縁団体の所有する不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該地縁団体の構成員又はかつて構成員であった者であること。
- ④ 不動産の登記関係者（表題部所有者、所有権の登記名義人、その相続人）の全部又は一部の所在が知れないこと。

(3) 自治会の印鑑を登録することができます。

不動産登記等に必要な地縁団体の代表者の印鑑登録及び申請ができます。

手続きについては総務課で受け付けます。

[印鑑登録の申請に必要なもの]

- 認可地縁団体印鑑1個⇒印影が鮮明で大きさは一辺が8mm以上30mm以下
- 認可地縁団体印鑑登録申請書
- 地縁団体の代表者の松江市に印鑑登録された印鑑
- 地縁団体の代表者の上記印鑑の印鑑登録証

[印鑑登録証明書の申請に必要なもの]



- 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書
- 印鑑登録された認可地縁団体印鑑
- 地縁団体の代表者の松江市に印鑑登録された印鑑
- 手数料300円

(4) 告示事項の変更があったら

認可告示事項に変更があれば届出が必要です。

なお、認可告示した事項に変更があった場合、変更認可告示がなされない限り、当該変更事項は第三者に対抗できないこととなっておりますので、認可事項に変更があれば、すみやかに届出を行ってください。

[届出に必要なもの]

- 告示事項変更届出書（様式2）・・・17ページ
- 告示された事項に変更があった旨を証する書類（総会議事録の写しなど）

(5) 規約の変更があったら

規約の変更については、申請書を提出して、市長の認可を得る必要があります。規約の変更内容が告示事項の変更を伴うものは、さらに、告示事項変更届出書の提出が必要です。

[申請に必要なもの]

- 規約変更認可申請書（様式3）・・・18ページ
- 規約変更内容及び理由を記載した書類、規約変更を総会で決議したことを証する書類（総会議事録の写しなど）

(6) 課税関係について

認可を得た地縁団体は、原則として収益事業以外には課税されません。

なお、具体的な課税関係は、次のとおりです。

ア 土地、建物、その他資産に対する課税関係

① 土地、建物に対する固定資産税

当該不動産が公益目的に供されている場合は、減免対象となります。

② 有価証券等の利子、配当に対する課税関係

当該地縁団体が収益事業を営んでいない場合の利子、配当所得は、非課税

③ 土地、建物を処分する場合の課税関係

当該地縁団体が収益事業を営んでいない場合の不動産の譲渡所得は、非課税

④ 個人名義から地縁団体名義への変更については、譲渡所得は非課税

イ 法人に対する課税関係

① 法人税

- |     |                  |     |
|-----|------------------|-----|
| (ア) | 収益事業から生じた所得      | 課税  |
| (イ) | 収益事業から生じた所得以外の所得 | 非課税 |

② 法人市県民税

収益事業を営む地縁団体は、法人市県民税均等割及び法人割のいずれも課税されます。

収益事業を営まない地縁団体は、法人市県民税均等割のみ課税されます。ただし、減免の対象となります。

- |     |       |    |
|-----|-------|----|
| (ア) | 法人均等割 | 課税 |
|-----|-------|----|

a 法人県民税均等割額 21,000円

b 法人市民税均等割額 60,000円

ただし、公益目的に照らして、減免措置があります。(要申請)

- |     |      |
|-----|------|
| (イ) | 法人税割 |
|-----|------|

a	収益事業を営む団体	課税
---	-----------	----

b	収益事業を営まない団体	非課税
---	-------------	-----

③ 固定資産税

課税されます。

ただし、不動産が公益目的に供される場合は、減免措置があります。(要申請)

※ 「収益事業」とは、販売業、製造業その他政令で定める事業で、継続して事業場を設けて営まれるものをいいます。(法人税法第2条第13号)

◎収益事業の例 不動産貸付業、駐車場業、倉庫業

ウ 登記に伴う経費(個人名義から法人名義への変更に要する費用)

- ① 所有権移転登記(登記原因は「委任の終了」)に係わる費用

登録免許税 不動産評価額の1000分の20

- ② 移転登記手数料(司法書士等に依頼する場合の費用)

通常の場合は約5万円～

## 6 認可地縁団体の性格

- (1) 認可を得た地縁団体は、以後法人格を取得し、その規約に定める目的の範囲内において当該団体自身が権利を有し、義務を負うこととなります。すなわち規約に定める目的の範囲内で当該地縁団体の名義で法律行為ができることとなります。
- (2) 認可を得た地縁団体が市長の指揮監督下に置かれることはありません。  
これは、住民により任意的に組織されたという性格上公的な関与をできるだけ制限し、あくまでも住民の自主的な運営を期待するための措置と考えられます。
- (3) 認可を得た地縁団体は、法人格を取得したことにより法的な位置付けは変わりますが、それ以外においては、従前と異なるものではありません。  
したがって、公法人となるものではなく、また、市との関係も変わるものでもありません。
- (4) 認可を得た地縁団体は、法人となりますので、破産、解散及び精算については裁判所の監督の下に手続を進めてください。
- (5) 市長は、認可要件を欠く場合又は不正な手段により認可を受けた場合は認可を取り消すことができます。

## 7 地縁団体規約例と作成上の留意事項

規約の例を示すと次のとおりです。ただし、これは一般的な例を示したに過ぎないので、各地縁団体で規約作成に当たっては、規約例及び留意点を参考としながら各地縁団体の実情に合った定めをすることが必要です。

なお、規約には、次の事項が必ず規定されていなければなりません。

- ①目的 ②名称 ③区域 ④主たる事務所の所在地 ⑤構成員の資格に関する事項  
⑥代表者に関する事項 ⑦会議に関する事項 ⑧資産に関する事項

規 約 例	留 意 点
○○○自治会（町内会）規約  第1章 総則 （目的） 第1条 本会は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。 (1) 美化・清掃等区域内の環境の整備 (2) 集会施設の維持管理 (3) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡 (4) ○○○○ (5) ○○○○	① 「規約」でなくても「会則」、「規則」等でも差し支えありません。  ① 「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨の記載が必要で ② スポーツや芸術などの特定の活動のみを目的とするような記載は、認められません。 ③ この目的の範囲内において団体は権利義務を有することとなるので、活動内容をできるだけ具体的に記載してください。

(名称)

第2条 本会は、〇〇〇自治会（町内会）と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、松江市〇〇町△△番、□□番から××番まで、☆☆番から★★番まで及び▼▼番の区域とする。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、松江市〇〇町▲▲番地に置く。

## 第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

① 地方自治法上では、名称については、特別の制限はありません。したがって、「〇〇自治会」「××町内会」等の名称で差し支えありません。ただし、他の法令等で名称の使用制限がある場合は、これに従ってください。

(例：商工会でないものが「商工会」という名称は使用できません。)

① 団体の区域が客観的に明らかなものとして定められている必要がありますので、町又は字及び地番又は住居表示により表示されることが望ましいですが、河川や道路等による区域の表示（〇〇町のうち△△川の北の区域）も、その区域が客観的に一義的なものとして認識できるものであれば可能です。

② 区域の地番については、切り図等で確認してください。

① 「主たる事務所」とは、団体について1を限りとして設けられた事務所のことで、その所在地が当該団体の住所となります。

② 主たる事務所の所在地については、別段制限がありませんが、代表者の住所又は集会施設の所在地とするのが一般的です。

③ 記載例のように具体的な地番で定めること他「本会の主たる事務所は、代表者の自宅に置く。」という規定も可能です。

① 区域に住所を有する者は、誰でも会員になりうることを定めるものであり、年齢、性別、国籍等による制限はできません。

② 区域外の者は、会員にはなれません。

③ 団体は、自然人たる個人を基礎とするものですから、世帯を会員とすることはできません。

④ 区域に住所を有する法人、組合等は会員とはなれませんが、賛助会員とすることは可能です。この場合は、第2項として「本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。」と規定することが適当です。ただし、賛助会員は表決権等の団体の意思決定には関与できません。

① 会費は会員にとっても団体にとっても重要な事項ですので、規約に金額を定めるか、総会において決するものと規約で定める必要があります。ただし、規約で金額を定めた場合は、その変更の都度、規約変更の手続が必要となりますので、第36条に規定する総会の議決が必要となります。

② 賛助会員を予定している場合は、第2項として「賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。」と規定することが適当です。

① この規定は、新規に入会を希望する者の入会手続を定めたものです。書式は、入会しようとする者の意思が明確に確認できるものである必要があります。

① 第5条の趣旨から、不合理な入会制限は許されません。

② 「正当な理由」とは、その者の加入により、当該団体

(退会等)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとす。

- (1) 第3条に定める区域に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

### 第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (3) その他の役員 〇人
- (4) 監事 〇人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

### 第4章 総会

(総会の種類)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を議決する。

の目的及び活動が著しく阻害されることが社会通念上明らかであると認められる場合等です。

- ① 本人の退会の意思が確認できるものである必要があります。
- ② 本人の退会の意思にいかなる制約も加えることはできません。
- ③ 長期の会費滞納等の義務違反に対して会員の資格停止等の資格を制限する規定は、厳格な要件を定め慎重な手続の下に行うような扱いとすることが必要と考えられます。

- ① 必ず会長を1人置くことが必要です。
- ② 第11条第2項の関連で、副会長を置くことが必要です。
- ③ その他の役員は、「会計」、「書記」等の具体的な名称で定めても差し支えありません。
- ④ 監事は1人又は複数人置くことが適当です。

① 監事が会長、副会長及びその他の役員と兼職することは、会務の執行を監査する役職上避ける必要があります。

① 法律上団体の代表権は代表者(会長)1人に帰属しますので、会長が事故等により代表権を行使しなくなったときに備えて副会長が会長の職務を代行する旨を規定しておくことが望ましいです。

② 「会計」、「書記」等の設置を具体的に定める場合は、「会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。」、「書記は、会務を記録する。」等職務を明らかにしておくことが適当です。

① 法律上特に任期の定めはありませんが、著しく短期間は業務執行の一貫性確保に問題がありますし、あまりにも長期の期間は種々の弊害が生じますので、短くても1年、長くても4年程度にするのが適当です。

② 役員解任の手続を定める場合は、選任の手続と同様の定めをすることが必要です。

① 総会は、団体の運営に関する事項のうち、規約により役員に委任したものを除き全ての事項について議決できます。

なお、規約の改正等法律により総会の専権事項とされ

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後○か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約で別に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

ているものについては、規約をもってしても他へ委任できません。

② 総会で議決すべきものの例示は、次のとおりです。

- ア 事業計画の決定
- イ 事業報告の承認
- ウ 予算の決定
- エ 決算の承認

- ① 総会は、地方自治法第260条の13の規定により、少なくとも毎年1回は開催しなければいけません。
- ② 地方自治法260条の4の規定により、年度終了後3か月以内に財産目録を作成する必要があることから、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うために、通常総会を年度終了後3か月以内に開催する必要があります。
- ③ 年度当初から総会開催までの間は予算が成立していなくて支出行為ができないので、第33条第2項のように規定しておくことが適当です。

① 5分の1の数は規約によって増減できます。ただし、この数を増やすことにより実質的に総会開催請求権を奪うような定めはできません。

① 総会を招集するには、地方自治法第260条の15の規定により、少なくとも5日前までに会員に会議の目的である事項を示して通知しなければなりません。

- ① 総会の議長は、必ず会員の中から選出する必要があります。
- ② 会長は、会員の中から選任されているので、「総会の議長は、会長がこれにあたる。」と規定しても差し支えありません。

- ① 法律上定足数の定めはありませんが、このように規定しておくことが適当と考えられます。
- ② 定足数には、第22条の書面表決（電磁的方法による表決を含む。）を行った会員及び委任により代理行使した会員数を含みます。

- ① 法律上議決に要する会員数の定めはありませんが、このように規定することが適当と考えられます。
- ② 議決数には、第22条の書面表決（電磁的方法による表決を含む。）を行った会員及び委任により代理行使した会員の数を含みます。
- ③ 「この規約で別に規定するもの」とは、特定の事項について出席会員の3分の2（4分の3）以上の賛成を要することとするような定めをおくことです。
- ④ 「可否同数のときは、議長の決するところによる。」とは、議長は、会員としての固有の表決権を行使する

(総会の議決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

- (1) 会費決定に関する事項
- (2) 事業計画及び予算の決定・変更に関する事項
- (3) 事業報告書、収支計算書、財産目録及び監査結果等の承認に関する事項
- (4) 町内会館管理運営に関する事項
- (5) ○○○○○○
- (6) ○○○○○○

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 総会に出席しない会員は、前項の規定による書面をもって行う表決に代えて、電磁的方法により表決することができる。

3 前2項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関す

ほかに、議長としての表決権も行使することができるという意味です。

- ① 会員から表決権を奪うような定めは絶対に許されません。
- ② 表決権は、会員1人1票を原則とします。
- ③ 未成年者の表決権の行使にあたっては、民法第5条の規定により法定代理人の同意を要することになります。したがって、親権者の同意又は代理により行使することとなります。

- ① この規定は、前項の1人1票の原則の例外として、世帯全体で1票とするものです。
- ② この規定により、世帯単位で表決権を行使する場合でも、各個人の表決権を奪うことはできませんので、世帯の代表者1人に個人の表決権を委任することにより世帯の表決権を行使することとなります。
- ③ どの事項がこれに該当するかについては、世帯単位で活動し、意思決定を行うことが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限られるものでなければなりません。

したがって、規約変更、財産処分、解散の議決はこれには該当しません。又、役員を選任等をこれに該当させることも好ましくありません。

- ① 総会における表決権の行使は、会員自ら出席して行使するのが原則ですが、会員数がきわめて多数の場合にこの原則を徹底すると事実上総会の開催が困難となるので、この規定を置くことが適当です。
- ② 電磁的方法に該当し得るものとしては、電子メールなどによる送信、ウェブサイト、アプリケーションを利用した表決、情報をディスク等に記録し、そのディスク等を交付する方法等があります。

なお、いずれの方法についても、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものである必要があります。

- ① 会議が有効に成立し、有効に議決されたことを証明するために議事録を作成することが必要です。
- ② 議事録は、認可申請、告示事項変更届、規約変更認可申請等に必要となります。

- ① 団体の最高意思決定機関は総会ですが、実務上の執行に関する事項は役員会で決定することが適当です。
- ② 監事は、会務の執行を監査する職務上、会務の執行方針を決定する役員会に参画しないことが適当です。

る事項

(役員会の招集等)

- 第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。
- 2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 活動に伴う収入
- (5) 資産から生ずる果実
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち総会で定めるものを処分し、又は担保に供しようとするときは、総会において○分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合は、会長は、総会において予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年○月○日に始まり翌年○月○日に終わる。

- ① 財産目録の記載例は20ページのとおりです。
- ② 財産目録は、法律上設立時及び毎年(年度)始め3か月以内に作成されなくてはなりません。

- ① 資産の管理、運用等は役員会の定めるところにより会長が執行することが適当です。

- ① 団体の活動上重要な固定資産の処分等については、総会の特別の議決(4分の3以上の議決)により行うことが適当と考えられます。

- ① 日常の出納事務は、会計を設けた場合は、会計が担当します。

- ① 事業計画及び予算の議決を年度開始前に行う場合は、年度終了後3か月以内に事業報告、財産目録の調整及び決算の承認のためさらに通常総会の開催が必要となりますが、第16条第1項のように通常総会を年度終了後3か月以内に1回しか開催しないと定めた場合は、総会開催前に予算が成立していないので、第2項のように定めておくことが適当です。

- ① 会計年度の定めについては、別段制限はありませんが、一般的には、4月1日から3月31日まで又は1月1日から12月31日までと定めていることが多いようです。



## 第7章 規約の変更及び解散

### (規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、松江市長の認可を受けなければ変更することができない。

### (解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20第2号、第3号、第4号及び第5号の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

### (残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

## 第8章 雑則

### (備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

### (委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

### 附 則

1 この規約は、○年○月○日から施行する。

2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から○年○月○日までとする。

① 規約の変更は、地方自治法第260条の3第1項の規定により総会の専権事項となっています。したがって、役員会等の規定により変更する旨の規定はできません。

② 議決定数の「4分の3」は変更できますが、団体の根本規則である規約の変更は団体において重要事項と考えられますから、少数の会員の意思によって変更されることがないように慎重な検討が必要です。

③ 規約の変更については、地方自治法第260条の3第2項の規定により市長の認可を受けなければその効力を生じません。

④ 規約変更認可申請書の書式は様式3（18ページ）のとおりです。

① 解散事由は次のとおり

ア 破産

イ 認可の取消し

ウ 総会員の4分の3以上の同意による総会の決議

エ 会員の欠亡

② ア、イ及びエの事由により団体は当然に解散することとなります。

③ ウについては、総会の専権事項であり、議決定数の趣旨についても規約変更の場合と同様です。

④ なお、①の他に特別な解散事由を定めることもできます。

① 左のように定める方法と特定の個人等を残余財産の帰属権利者として定める方法といずれの方法でも可能ですが、営利法人に寄附したり、会員に分配するような定めは地縁による団体としての目的からして適当ではありません。また、法人化の当初から解散時の残余財産の具体的処分先を明らかにすることは困難でもあります。

② 議決定数の趣旨については、規約変更及び解散の議決の場合と同様です。

① 規約施行上の細則等を定めることについては、会長又は役員会等に委任する旨の総会の議決が必要です。

細則としては、総会の議事運営規程、弔慰金支給規程、旅費規程等が考えられます。

① 認可後に認可年月日を記入します。

② なお、「松江市長の認可の日から施行する。」と規定しても差し支えありません。

① 年度中途に設立認可を予定する場合は、この規定が必要です。

① 年度中途に設立認可を予定する場合は、この規定が必要です。

様式 1

令和 年 月 日

(あて先) 松江市長

認可を受けようとする地縁による  
団体の名称及び主たる事務所の所在地  
名 称  
所在地  
代表者の氏名及び住所  
氏 名  
住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

様式 2

令和 年 月 日

(あて先) 松江市長

地縁による団体の名称及び主たる

事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

### 告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第 260 条の 2 第 11 項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

### 記

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

### 【添付書類】

告示された事項に変更があった旨を証する書類（総会議事録の写しなど）

様式 3

令和 年 月 日

(あて先) 松江市長

地縁による団体の名称及び主たる

事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

### 規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

## 議 事 録 作 成 例

### 通 常 ( 臨 時 ) 総 会 議 事 録

- 1 開催の日時 令和〇年〇月〇日 (〇)
- 2 開催の場所 〇〇集会所
- 3 総 会 員 数 〇人
- 4 出席会員数 〇人 (うち代理人〇人、書面表決者〇人)
- 5 出席者氏名 別紙出席者名簿のとおり
- 6 議 事

総会開会にあたり、〇〇〇〇会長から本総会は総会員数の過半数の出席により総会が有効に成立した旨の報告があった。

- (1) 議長選任の件  
会長が議長に〇〇〇〇氏を選任し、満場一致で承認された。
- (2) 議事録署名人選任の件  
議長により出席者の中から〇〇〇〇氏及び〇〇〇〇氏の2名が議事録署名人に選任され、満場一致で承認された。
- (3) 第1号議案 法人格取得の件  
(質疑応答の要旨及び結果を明記すること。以下各議題につき同じ。)  
.....について、本議案は原案どおり承認可決された。
- (4) 第2号議案 規約に関する件  
.....について、本議案は原案どおり承認可決された。
- (5) 第3号議案 構成員に関する件  
.....について、本議案は原案どおり承認可決された。
- (6) 第4号議案 事業計画及び収支予算に関する件  
.....について、本議案は原案どおり承認可決された。
- (7) 第5号議案 役員に関する件  
.....について、本議案は原案どおり承認可決された。
- (8) 第6号議案 法人格取得認可申請の代表者選任に関する件  
会長より法人格を取得するための認可申請手続きにあたり、代表者の選任が必要であるため、会長〇〇〇〇がその任にあたることとしたい旨の提案がある。  
.....について、本議案は原案どおり承認可決された。

以上をもって議事を全部終了し、 時 分に閉会した。

上記の議決を明確にするため、議長及び議事録署名人が次に署名又は記名押印する。

令和 年 月 日

議 長 氏 名

議事録署名人 氏 名

議事録署名人 氏 名

## 財 産 目 録 記 載 例

(財産目録)

令和 年 月 日

区 分	所在数量等	金 額 (評価額)	備 考
(資産の部)			
I 流動資産			
1 現金預金			
(1) 現金			
現金手許有高			
(2) 当座預金			
〇〇銀行△△支店			
(3) 普通預金			
〇〇銀行△△支店			
2 未収会費			
〇〇年度会費××人			
II 固定資産			
1 土地			
2 建物			
3 構築物			
4 車輛運搬具			
5 什器備品、応接セット			
6 電話加入権			
7 有価証券			
〇分利国債			
資 産 合 計		A	
(負債の部)			
I 流動負債			
預り金			
II 固定負債			
長期借入金			
〇〇銀行△△支店			
負 債 合 計		B	
差 引 正 味 財 産 ( A - B )			

- (注) 1 法人設立時に、確実に法人に帰属する財産をもって作成すること。  
 2 備考の欄には、寄附者その他を記入すること。

## 区域内居住者調査書

- 1 区域内居住者数 ○○○人
- 2 自治会加入者数 ○○○人
- 3 加入率 ○○○%
- 4 未加入の理由

区域内にあるアパートには、単身者や転勤者が多く、自治会加入をすすめても申込みがない。又、加入世帯の家族であっても、未成年者が未加入である。

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

○○自治会

会長 ○○○○○

承 諾 書

令和 年 月 日の〇〇自治会総会  
において、法人格取得申請についての自治会  
代表者に選出されましたので、これを承諾し  
ます。

令和 年 月 日

承諾者 住所 松江市 町 番地  
氏名 ○ ○ ○ ○

〇〇〇自治会 御中



## 地 方 自 治 法 （ 抄 ）

第260条の2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

（1） その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

（2） その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

（3） その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

（4） 規約を定めていること。

3 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

（1） 目的

（2） 名称

（3） 区域

（4） 主たる事務所の所在地

（5） 構成員の資格に関する事項

（6） 代表者に関する事項

（7） 会議に関する事項

（8） 資産に関する事項

4 第2項第2号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。

5 市町村長は、地縁による団体が第2項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第1項の認可をしなければならない。

6 第1項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

7 第1項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

- 8 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- 9 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。
- 10 市町村長は、第1項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。
- 11 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
- 12 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- 13 認可地縁団体は、第10項の告示があるまでは、認可地縁団体となったこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。
- 14 市町村長は、認可地縁団体が第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により第1項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- 15 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第4条及び第78条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- 16 認可地縁団体は、法人税法（昭和40年法律第34号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第2条第6号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第37条の規定を適用する場合には同条第4項中「公益法人等(」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに」と、同法第66条の規定を適用する場合には同条第1項及び第2項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第3項中「公益法人等(」とあるのは「公益法人等(認可地縁団体及び」とする。
- 17 認可地縁団体は、消費税法（昭和63年法律第108号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第3に掲げる法人とみなす。
- 第260条の3 認可地縁団体の規約は、総構成員の4分の3以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 第260条の4 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

2 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第260条の5 認可地縁団体には、1人の代表者を置かなければならない。

第260条の6 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

第260条の7 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の9 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

第260条の11 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、1人又は数人の監事を置くことができる。

第260条の12 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

(1) 財産の状況を監査すること。

(2) 代表者の業務の執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第260条の13 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開かなければならない。

第260条の14 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

2 総構成員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の5分の1の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

第260条の15 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも5日前に、その会

議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従ってしなければならない。

第260条の16 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によって行う。

第260条の17 認可地縁団体の総会においては、第260条の15の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第260条の18 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

2 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。

3 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。第260条の19の2において同じ。）により表決をすることができる。

4 前3項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

第260条の19 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

第260条の19の2 この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

2 この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。

3 この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。

4 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

第260条の20 認可地縁団体は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 規約で定めた解散事由の発生
- (2) 破産手続開始の決定
- (3) 第260条の2第14項の規定による同条第1項の認可の取消し
- (4) 総会の決議
- (5) 構成員が欠けたこと。
- (6) 合併（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。）

第260条の21 認可地縁団体は、総構成員の4分の3以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第260条の22 認可地縁団体はその債務につきその財産をもつて完済することができなくなった場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

第260条の23 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

第260条の24 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定による解散及び合併の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

第260条の25 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

第260条の26 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

第260条の27 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第260条の28 認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、2月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3 認可地縁団体の清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第1項の公告は、官報に掲載してする。

第260条の29 前条第1項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第260条の30 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかに

なったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

- 2 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。
- 3 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。
- 4 第1項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第260条の31 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。

- 2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。
- 3 前2項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

第260条の32 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

- 2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

第260条の33 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第260条の34 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- (1) 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- (2) 解散及び清算の監督に関する事件
- (3) 清算人に関する事件

第260条の35 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第260条の36 裁判所は、第260条の25の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人(監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事)の陳述を聴かなければならない。

第260条の37 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

- 2 前2条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人(監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事)」とあるの

は、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

第260条の38 認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。

第260条の39 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

2 前項の決議は、総構成員の4分の3以上の多数をもつてしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

3 合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 第260条の2第2項及び第5項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。

第260条の40 認可地縁団体は、前条第3項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から2週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から2週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、2月を下ることができない。

第260条の41 債権者が前条第2項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、認可地縁団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として

信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

3 合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び前2項の規定による手続が終了した場合には、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第260条の42 合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。

第260条の43 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務（当該認可地縁団体が行う活動に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

第260条の44 市町村長は、第260条の41第3項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る合併について第260条の39第3項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示

しなければならない。

- 2 認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。
- 3 合併により設立した団体は、第1項の規定による告示の日において認可地縁団体となったものとみなす。
- 4 第1項の規定により告示した事項は、第260条の2第10項の規定により告示した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による従前の告示は、その効力を失う。

5 第260条の4第1項の規定は、第1項の規定による告示があつた場合について準用する。

第260条の45 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第260条の39第3項の認可を取り消すことができる。

- (1) 第260条の39第3項の認可をした日から六月を経過しても第260条の41第3項の規定による届出がないとき。
- (2) 認可地縁団体が不正な手段により第260条の39第3項の認可を受けたとき。

2 前条第1項の規定による告示後に前項（第2号に係る部分に限る。）の規定により第260条の39第3項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。

3 前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。

4 前2項に規定する場合には、各認可地縁団体の第二項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によつて定める。

第260条の46 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第10号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）

又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によつて、10年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しな



ければならない。

- (1) 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- (2) 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること。
- (3) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
- (4) 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

2 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行った認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第5項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、3月を下つてはならない。

3 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第1項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。

4 市町村長は、前項の規定により第1項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第2項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第1項の規定により申請を行った認可地縁団体に提供するものとする。

5 第2項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第1項の規定により申請を行った認可地縁団体に通知するものとする。

第260条の47 不動産登記法第74条第1項の規定にかかわらず、前条第4項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第18条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第1項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

2 不動産登記法第60条の規定にかかわらず、前条第4項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第1項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

第260条の48 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、

非訟事件手続法(平成23年法律第51号)により、50万円以下の過料に処する。

- (1) 第260条の22第2項又は第260条の30第1項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。
- (2) 第260条の28第1項又は第260条の30第1項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。
- (3) 第260条の40第1項の規定に違反して、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- (4) 第260条の40第2項又は第260条の41第2項の規定に違反して、合併をしたとき。

## 地方自治法施行規則（抄）

第18条 地方自治法第260条の2第2項に規定する申請は、同条第1項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- (1) 規約
- (2) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- (3) 構成員の名簿
- (4) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- (5) 申請者が代表者であることを証する書類

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第18条の2 地方自治法第260条の39第4項において準用する同法第260条の2第2項に規定する申請は、合併しようとする各認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該各認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- (1) 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体（以下「合併後の認可地縁団体」という。）の規約
- (2) 地方自治法第二百六十条の三十九第三項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
- (3) 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
- (4) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
- (5) 合併しようとする各認可地縁団体の規約
- (6) 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第19条 地方自治法第260条の2第10項（土地改良法（昭和24年法律第195号）第76条の13第4項及び森林組合法（昭和53年法律第36号）第100条の22第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

- (1) 地方自治法第260条の2第1項の認可を行った場合  
イ 名称

- ロ 規約に定める目的
- ハ 区域
- ニ 主たる事務所
- ホ 代表者の氏名及び住所
- ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- リ 認可年月日

(2) 土地改良法第76条の13第3項の通知があつた場合

- イ 名称
- ロ 規約に定める目的
- ハ 区域
- ニ 主たる事務所
- ホ 代表者の氏名及び住所
- ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- リ 土地改良法第76条の12第2項第5号の日又は同法第76条の13第1項の認可を受けた日のいずれか遅い日

(3) 森林組合法第100条の22第3項の通知があつた場合

- イ 名称
- ロ 規約に定める目的
- ハ 区域
- ニ 主たる事務所
- ホ 代表者の氏名及び住所
- ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由

リ 森林組合法第100条の20第2項第7号の日又は同法第100条の22第1項の認可を受けた日のいずれか遅い日

(4) 解散した場合（破産及び合併による場合を除く。）

イ 名称

ロ 区域

ハ 主たる事務所

ニ 清算人の氏名及び住所

ホ 解散事由

ヘ 解散年月日

(5) 清算終了の場合

イ 名称

ロ 区域

ハ 主たる事務所

ニ 清算人の氏名及び住所

ホ 清算終了年月日

(6) 前2号の場合並びに破産及び合併による場合を除くほか、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合  
告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容

2 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

第20条 地方自治法第260条の2第11項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

第21条 地方自治法第260条の2第12項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

2 市町村長は、第19条及び第22条の2の4に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

3 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

第22条 地方自治法第260条の3第2項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添

付して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第22条の2 地方自治法第260条の18第3項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

(2) 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

第22条の2の2 認可地縁団体の代表者は、地方自治法第260条の19の2第1項の規定により電磁的方法による決議をしようとするときは、あらかじめ、構成員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

(1) 前条第一項各号に規定する電磁的方法のうち、送信者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

3 第1項の規定による承諾を得た認可地縁団体の代表者は、構成員の全部又は一部から書面又は電磁的方法により電磁的方法による決議を拒む旨の申出があつたときは、地方自治法第260条の19の2第1項に規定する決議を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該申出をしたすべての構成員が再び第一項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第22条の2の3 地方自治法第260条の41第3項の規定による届出は、届出書に同法第260条の40第2項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第260条の41第2項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類を添えて行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

第22条の2の4 地方自治法第260条の44第1項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲

げる事項とする。

- (1) 合併後の認可地縁団体の名称
- (2) 合併後の認可地縁団体の規約に定める目的
- (3) 合併後の認可地縁団体の区域
- (4) 合併後の認可地縁団体の主たる事務所
- (5) 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所
- (6) 合併後の認可地縁団体の裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- (7) 合併後の認可地縁団体の代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- (8) 合併後の認可地縁団体の規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- (9) 地方自治法第二百六十条の三十九第三項の認可の年月日
- (10) 合併前の各認可地縁団体の名称
- (11) 合併により消滅する認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

第22条の2の5 地方自治法第260条の46第1項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- (1) 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記事項証明書
- (2) 申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- (3) 申請者が代表者であることを証する書類
- (4) 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第22条の3 地方自治法第260条の46第2項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 地方自治法第260条の46第1項の申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
- (2) 前条第2項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項
- (3) 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又

は申請不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）である旨

（４） 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

２ 前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

３ 前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。

第２２条の４ 地方自治法第２６０条の３８第４項に規定する証する情報の提供は、前条第１項第２号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

２ 前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

第２２条の５ 地方自治法第２６０条の３８第５項に規定する通知は、第２２条の３第２項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

２ 前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。



## 松江市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第260条の2第1項の規定に基づく市長の認可を受けた地縁による団体(以下「認可地縁団体」という。)の代表者等に係る印鑑(以下「認可地縁団体印鑑」という。)の登録及び証明に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (登録資格)

第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、法第260条の5の規定による認可地縁団体の代表者(以下「代表者」という。)又は次の各号に掲げる者が選任されているときは、当該各号に掲げる者(以下「代表者等」という。)とする。

- (1) 裁判所により選任された代表者の職務代行者
- (2) 法第260条の9の規定による仮代表者
- (3) 法第260条の10の規定による代表者の特別代理人
- (4) 法第260条の24又は第260条の25の規定による清算人

### (登録申請)

第3条 認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、認可地縁団体印鑑登録申請書に登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を添えて、自ら市長に登録の申請をしなければならない。

2 前項の場合において、認可地縁団体印鑑登録申請書に押印すべき印鑑は、松江市印鑑条例(平成17年松江市条例第262号)の規定により登録されている代表者等の個人の印鑑(以下「個人印鑑」という。)とする。

### (登録印鑑)

第4条 登録できる認可地縁団体印鑑は、当該認可地縁団体につき1個に限るものとする。

2 認可地縁団体印鑑が次の各号に掲げるもののうちのいずれかに該当する場合には、当該認可地縁団体印鑑の登録はできない。

- (1) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- (2) 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (3) 印影を鮮明に表しにくいもの
- (4) その他登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの

(登録申請の審査)

第5条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査しなければならない。

(認可地縁団体印鑑の登録)

第6条 市長は、前条の規定により当該申請の事実を確認したときは、認可地縁団体印鑑登録原票に認可地縁団体印鑑の登録をしなければならない。

(登録事項の修正)

第7条 市長は、法第260条の2第11項の規定に基づく届出により、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項に係る変更(認可地縁団体印鑑の登録の抹消に係るものを除く。)が生じたことを知ったときは、職権によりこれを修正するものとする。

(認可地縁団体印鑑登録の廃止の申請)

第8条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該印鑑の登録を廃止しようとするときは、登録している認可地縁団体印鑑を押印した申請書により、自ら市長に申請しなければならない。

2 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該登録された認可地縁団体印鑑を亡失したときは、直ちに個人印鑑を添えて、市長に当該認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。

(認可地縁団体印鑑登録の抹消)

第9条 市長は、次の各号に掲げる場合には、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとし、当該認可地縁団体印鑑の登録を受けている者にその旨を通知するものとする。

(1) 認可地縁団体印鑑の登録を受けている代表者等の登録資格に変更が生じた場合

(2) 法第260条の20の規定に基づき認可地縁団体が解散した場合

(3) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により認可地縁団体の代表者等に係る登録印鑑として適当でないと認められる場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由を知った場合

2 市長は、前条の認可地縁団体印鑑の登録の廃止の申請があったときは、審査した上、当該申請に係る認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

(認可地縁団体印鑑登録証明書の交付)

第10条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、市長に対して認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を申請する場合には、登録している認可地縁団体印鑑を押印した申請書により自ら申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請内容が適正であることを確認した上で、当該申請者に対して認可地縁団体印鑑登録証明書を交付するものとする。

(認可地縁団体印鑑登録証明書)

第11条 認可地縁団体印鑑登録証明書は、認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて市長が証明するものとし、あわせて次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 認可地縁団体の名称
- (2) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- (3) 代表者等に係る第2条の規定による登録資格の区分
- (4) 代表者等の氏名
- (5) 代表者等の生年月日

(代理人による申請)

第12条 法第260条の8の規定による代理人を置き、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第19条第1項の規定により、当該代理人の告示が行われている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例の規定に基づく申請をすることができる。この場合において、第3条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の代理人」と、第8条及び第10条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と読み替えて適用するものとする。

(閲覧の禁止)

第13条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録又は証明に関する書類を閲覧に供してはならない。

(質問調査)

第14条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録又は証明の事務に関し、関係者に対して質問し、又は必要な事項について調査することができる。

(松江市行政手続条例の適用除外)

第15条 この条例の規定による処分については、松江市行政手続条例(平成17年松江市条例第13号)第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の松江市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例(平成5年松江市条例第2号)、鹿島町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例(平成14年鹿島町条例第15号)、島根町認可地縁団体印鑑条例(平成16年島根町条例第2号)、美保関町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例(平成16年美保関町条例第12号)、八雲村認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例(平成7年八雲村条例第7号)、玉湯町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例(平成5年玉湯町条例第17号)又は宍道町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例(平成5年宍道町条例第13号)の規定によりなされた認可地縁団体の印鑑の登録及び認可地縁団体印鑑登録証明書の交付その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(八束郡東出雲町の編入に伴う経過措置)

- 3 八束郡東出雲町の編入の日の前日までに、東出雲町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例(平成14年東出雲町条例第7号)の規定によりなされた印鑑の登録、印鑑登録証明書の交付その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成20年10月3日松江市条例第40号)

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成23年7月5日松江市条例第34号)

この条例は、平成23年8月1日から施行する。

## 松江市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、松江市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例(平成17年松江市条例第263号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (登録申請)

第2条 条例第3条第1項に規定する認可地縁団体印鑑登録申請書は、様式第1号によるものとする。

### (登録できない印鑑)

第3条 条例第4条第2項第4号に規定する認可地縁団体印鑑として適当でないものとは、次に掲げるものとする。

- (1) 外枠のないもの又は著しく欠けているもの
- (2) 故意に損傷したと同様の状態のもの
- (3) 文字の線を切断した状態のもの
- (4) 合成樹脂プレス製等のもの
- (5) 他の団体のものと誤認するおそれのあるもの
- (6) 個人の印鑑として既に登録がなされているもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの

### (登録申請の審査)

第4条 条例第5条に規定する認可地縁団体印鑑登録申請の審査は、当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第21条第2項の規定に基づき作成された台帳(以下「認可地縁団体登録台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合する等により行うものとする。

### (認可地縁団体印鑑登録原票)

第5条 条例第6条に規定する認可地縁団体印鑑登録原票(様式第2号)には、印影のほか、次に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 印鑑登録番号
- (2) 印鑑登録年月日
- (3) 認可地縁団体の名称
- (4) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- (5) 認可地縁団体の認可年月日

- (6) 代表者等に係る条例第2条の規定による登録資格の区分
- (7) 代表者等の氏名
- (8) 代表者等の生年月日
- (9) 代表者等の住所
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(認可地縁団体印鑑登録の廃止の申請)

第6条 条例第8条の規定による認可地縁団体印鑑の登録の廃止の申請は、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書(様式第3号)によるものとする。

(認可地縁団体印鑑登録の抹消)

第7条 条例第9条の規定により認可地縁団体印鑑の登録を抹消したときは、認可地縁団体印鑑登録原票に、登録抹消年月日及びその理由を記載し、抹消した日の順に保管するものとする。

(認可地縁団体印鑑登録の抹消通知)

第8条 条例第9条の規定による認可地縁団体印鑑の登録を抹消した旨の通知は、認可地縁団体印鑑登録抹消通知書(様式第4号)によるものとする。

(認可地縁団体印鑑登録原票その他関係書類の保管)

第9条 認可地縁団体印鑑登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録及び証明等に関する書類は、厳重に保管し、事変を避けるためやむを得ない場合を除き、所定の場所以外に持ち出してはならない。

(認可地縁団体印鑑登録証明書の交付申請等)

第10条 条例第10条第1項に規定する認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書(様式第5号)の提出があったときは、当該認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書に押印された認可地縁団体印鑑の印影及び記載事項を認可地縁団体印鑑登録原票及び認可地縁団体登録台帳と照合し、相違がないことを確認した上で、同条第2項に規定する認可地縁団体印鑑登録証明書(様式第6号)を交付するものとする。

2 認可地縁団体印鑑登録証明書を作成するに当たっては、特に印影の写しが鮮明になるような方法により複写するものとする。

3 認可地縁団体印鑑登録証明書を交付する場合は、その末尾に認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しであることに相違ない旨の記載をするものとする。

(押印に使用する印肉)

第11条 押印するときは、朱肉又は黒肉を使用しなければならない。

(文書の保存期間)

第12条 認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する文書の保存期間は、次に定めるところによる。

- (1) 認可地縁団体印鑑登録原票の除票 5年
  - (2) 認可地縁団体印鑑登録原票の除票以外の文書 2年
- (雑則)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、平成17年3月31日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の松江市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則(平成5年松江市規則第7号)、鹿島町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則(平成14年鹿島町規則第12号)、島根町認可地縁団体印鑑条例施行規則(平成16年島根町規則第1号)、美保関町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則(平成16年美保関町規則第10号)、八雲村認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則(平成7年八雲村規則第2号)、玉湯町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則(平成5年玉湯町規則第15号)又は宍道町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則(平成5年宍道町規則第8号)の規定により登録を受けている者に係る認可地縁団体印鑑登録原票及び認可地縁団体印鑑登録証明書については、なおその効力を有する。

#### 附 則 (平成20年10月3日松江市規則第53号)

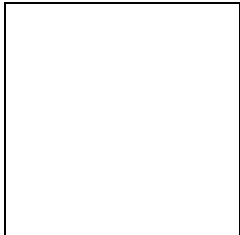
この規則は、平成20年12月1日から施行する。

認可地縁団体印鑑登録申請書

年 月 日

(あて先) 松江市長

登録しようとする  
認可地縁団体印鑑



認可地縁団体の名称			
認可地縁団体の主たる事務所の所在地			
( 資 格 )	( )	生 年 月 日	年 月 日
氏 名	印		
住 所			

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者  本人  
 代理人(条例第12条の代理人に限る。)

住所  
氏名 ㊟

(注意事項)

- この申請は本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 登録しようとしている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- (資格)氏名欄の氏名の次に押印する印は、当市において登録されている代表者等の個人の印を使用してください(代理人による申請の場合も、必ず代表者等の個人の印を押印してください)。
- (資格)氏名欄の( )には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 申請者欄は、申請者が代理人の場合のみ住所・氏名を記入の上、代理人の印を押印してください。




様式第2号(第5条関係)

認可地縁団体印鑑登録原票					
		印鑑登録番号		印鑑登録年月日	登録抹消年月日
印 鑑		認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地				
	(資格)	( )	生 年 月 日	年 月 日	
	氏名				
備考	住所				
	認可地縁団体の認可年月日				
	登録事項修正	. . .			
		. . .			
		. . .			

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

年 月 日

(あて先) 松江市長

廃止しようとする 認可地縁団体印鑑  	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地			
	( 資 格 ) 氏 名	( ) 印	生 年 月 日	年 月 日

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

申請者  本人  代理人(条例第12条の代理人に限る。)

住所  
氏名 印

(注意事項)

- この申請は本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 登録している認可地縁団体印鑑を亡失された場合には、当市において登録されている個人の印鑑を添付してください。
- (資格)氏名欄の( )には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

第 号  
年 月 日

様

松江市長



認可地縁団体印鑑登録抹消通知書

貴地縁団体の印鑑の登録を下記のとおり抹消したので通知します。

記

- 1 印鑑登録番号
- 2 印鑑登録年月日
- 3 登録抹消年月日
- 4 抹消の理由

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

年 月 日

(あて先) 松江市長

登録されている 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地			
	( 資 格 )	( )	生 年 月 日	年 月 日
氏	名	印		

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書\_\_枚の交付を申請します。

申請者  本人  
 代理人(条例第12条の代理人に限る。)

住所  
 氏名 ④

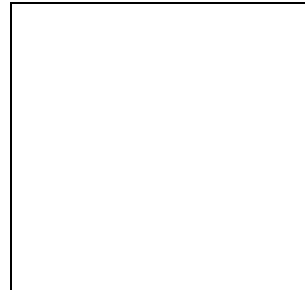
(注意事項)

- この申請は本人が自ら手続してください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- (資格)氏名欄の( )には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

様式第6号(第10条関係)

認可地縁団体印鑑登録証明書

印影



認可地縁団体の名称			
認可地縁団体の主たる事務所の所在地			
( 資 格 )	( )	生 年 月 日	年 月 日
氏 名			

この写しは、登録された印影に相違ないことを証明します。

年 月 日

松江市長

